

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十月二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜原 徹

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和二年九月二 十五日	指定の年月日
埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字東四百一番一	指定に係る道路の位置
七十八・五六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・四〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)